

令和2年 職員の給与等に関する報告及び勧告の概要

令和2年10月21日
静岡県人事委員会

- ・ 民間の支給状況を踏まえ、**一般職員のボーナスを引下げ(△0.05月分)**
(月例給については、別途必要な報告・勧告を予定)

1 特別給（ボーナス）の改定

(1) 民間給与との比較

調査対象 449 事業所中、382 事業所を調査。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、特別給に関する調査を先行実施

民間の支給割合 4.45 月（県職員の支給月数 4.50 月）

(2) 特別給の改定

民間の支給割合との均衡を考慮し、年間 4.50 月から 4.45 月に引下げ

		6月期	12月期	年間
令和 2年度	期末手当	1.30 月（支給済み）	1.25 月（現行 1.30 月）	4.45 月
	勤勉手当	0.95 月（支給済み）	0.95 月（改定なし）	
	合計	2.25 月	2.20 月	
3年度 以降	期末手当	1.275 月	1.275 月	4.45 月
	勤勉手当	0.95 月	0.95 月	
	合計	2.225 月	2.225 月	

[実施時期]

令和2年12月1日

2 月例給の改定等

月例給については、公務と民間の4月分の給与額を比較し、後日、必要な報告・勧告を行う予定（現在集計中）

あわせて、職員の勤務条件等に関する諸課題等についても、必要な報告を予定